

議案第23号

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月20日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に伴い、学校評議員制度を廃止し、学校運営協議会を設置するため。

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中学校評議員の項を削り，同表学校薬剤師の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------|----|--------|-----|
| 学校運営協議会委員 | 年額 | 10,000 | 副市長 |
|-----------|----|--------|-----|

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。